

三権のうち、内閣が持っている権利	行政権
内閣は国会の信任基づいて成り立つという仕組み	議院内閣制
衆議院が内閣不信任をしたとき、内閣はどうするか	衆議院の解散 or総辞職
内閣から独立した権限を持つ	行政委員会
内閣総理大臣は内閣の()	首長
内閣総理大臣と国務大臣で構成される内閣の会議	閣議
黒海から委任を受けて内閣が法律の細則などを定める	委任立法
国会審議において、官僚が質疑答弁のシナリオを作成するなど、審議を形式的なものとするような慣行が続いてきたこと	官僚支配
行政機関を審査部から監視し、市民からの苦情申し立てを勝利するための制度	オンブズパーソン(行政監察官)
行政事務の一端を、象徴から独立し一定の法人格を持つ機関に担わせることで、自律的な運営や、効率性、透明性の向上を図るための制度	独立行政法人
許認可や行政指導の過程を透明化するための法律	行政手続法
退職した公務員が在任した省庁と関連の深い民間団体に再就職する慣行	天下り
大蔵省の不祥事をうけ、2000年に施行された、贈与や株取引の報告・公開などを定めた法律	国家公務員倫理法
2008年に制定された、内閣人事局による幹部人事の一元管理などを盛り込んだ法律	国家公務員制度改革基本法
「憲法の番人」	最高裁判所
↑以外の裁判所	下級裁判所
誤りがないように、3回まで裁判を行える制度	三審制
裁判所が有する、具体的な裁判でそれが憲法に反していないかを判断する権限	違憲審査権
裁判において憲法が国民に保障している権利	裁判を受ける権利
裁判官が適任かどうか国民の投票によって審査すること	国民審査
国民の信託に違反するような行為を行った裁判官を罷免できる場所	弾劾裁判所
18才以上の国民からランダムに選ばれ、刑事事件の第一審で裁判官として務める制度	裁判員制度
検察官が不起訴した際、それが妥当かどうかを一般市民が判断する	検察審査会

制度	
地域の住民全体から構成される公的な団体が法律の範囲内で自分たちで条例や予算を作り、行政を行うこと	団体自治
地方公共団体の活動が住民の意志と参加に基づいて行われること	住民自治
特定の地方公共団体にだけ適用される特別法に関する住民投票	レファレンダム
条約の制定・改廃についての請求	イニシアティブ
首長・議員・役員の解職請求	リコール
住民が首長と議会をそれぞれ選ぶことができる制度	二元代表制
地方公共団体の長が国から委任され、国の指揮監督のもとに国の機関として行うこと	機関委任事務
地方公共団体の間にある格差を是正するために国税の一部を地方に交付する税	地方交付税
事業ごとに国が用途を指定して支出する補助金、負担金などの総称	国庫支出金
地方自治法など国と地方の関係に関する法律が一括して改定されてできた法律	地方分権一括法
財政再建を促す法律	地方財政健全化法
自主財源を増やすための制度	一括交付金制度
国民の意志に基づいて行われる政治	民主政治
性別・身分・財産などで選挙権、被選挙権を制限したもの	制限選挙
一定の年齢に達した国民に参政権を認める制度	普通選挙制
投票の価値に差をつけないという原則	平等選挙
投票の自由を保障するという原則	秘密選挙
候補者の関係者が選挙犯罪を犯した場合、当選無効や立候補制限を課す制度	連座制
政党に投票し、その得票に応じて議席を配分する制度	比例代表制
個人代表制のうち選曲ごとの議員定数を1名とするもの	小選挙区制
2名以上とするもの	大選挙区制
今の日本の選挙制度	小選挙区比例代表並立制
比例代表選挙で政党は順位をつけない候補者名簿を出し、有権者は政党名か個人名のいずれかで投票する制度	非拘束名簿式比例代表制
選挙の際に政党が掲げる公約	マニフェスト

政党の対立や連合を通して動く政治のあり方	政党政治
政党が一つしかない政治	一党制
2つの有力な政党が対抗する政治	二党制
3つ以上の政党が競争する政治	多党制
1955年、自民党に代表される保守政党と社会・共産などの革新政党が保守優位のもとで対抗し合う体制	55年体制
経営者団体や職業団体など、共通の利害のもとに組織された集団	利益集団 圧力団体
労働運動、消費者運動、女性運動、平和運動、住民運動、環境運動など	大衆運動
特定の問題だけについて活動する集団	単一争点集団
公的な事柄に関する人々の意見	世論
支持する政党がない人々	無党派層
福祉、健康、まちづくりなどの分野で営利を目的とせず、公益の実現を目指して活動する団体に法人格を認め、活動を支援する法律	NPO法 特定非営利活動促進法
政府と市民団体の協力によって、公共政策を作り実施する営み	ガバナンス